

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年二月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五号

広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

広島県地方機関の長に対する事務委任規則（昭和三十九年広島県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条中「及び第一百一号」を「、第一百一号及び第百九号」に改め、同条中第百十号を第一百十一号とし、同条第百九号中「前号」を「第百六号」に改め、同号を同条第百十号とし、同号の前に次の一号を加える。

百九 広島県営鞆町鍛冶駐車場に係る指定管理者との基本協定書に基づく知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (一) 管理業務の通常の実施に関して必要に応じてする指示その他指定管理者に対する日常的な監督に属すること。
- (二) 管理業務及び知事の承認を受けて実施する事業の実施計画の受付
- (三) 指定管理者がその名称、事務所の所在地又は代表者を変更したときの届出の受付
- (四) 管理業務の実施状況等に関する報告の徴取及び実地調査
- (五) 業務内容の変更及び一時中止の指示
- (六) 管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることの承認
- (七) 県に帰属する備品に係る報告の受付、県有物品を他の用途に供すること等の承諾及び県有物品の管理の委任
- (八) 施設等及び県有備品の改造等の承認
- (九) 施設等又は県有備品の滅失又は損傷に関する報告の受付及び指示
- (十) 事故発生の報告等の受付及び指示
- (十一) 緊急かつ重大な事案が生じ、又は生じるおそれがある場合の措置、命令、指示等
- (十二) 指定期間の満了等に伴う施設等及び県有物品の引取り

附 則

この規則は、平成二十九年二月十五日から施行する。